

第5章

豊かな心を育む教育と文化のまち



第1節	学校教育の充実……………	152
第2節	学校・家庭・地域をつなぐ地域教育の振興 ……	157
第3節	社会教育の振興……………	159
第4節	市民文化の創造……………	163
第5節	国際交流と地域交流の推進 ……	165

第1節 学校教育の充実

めざすべき姿

生命と人権を大切にし、生涯にわたって学ぶ意欲と展望を持ち、社会で活躍する心豊かな児童・生徒が育成されている。

一貫教育の具体化が進展し、児童・生徒の個性や能力を伸長する教育内容や教育システムなどが整備されている。

■ 現状と課題

- 法・制度改正などで明確になった自立や社会参画および生涯学習の推進等の教育理念を、教育内容に反映する必要がある。
- 人権尊重を基盤とした教育の創造に学校園は取り組んでいるが、人権に関する知識・理解を自ら行動や態度にあらわす児童・生徒の力が弱い。
- 一人ひとりの児童・生徒の個性に応じてその力を最大限に伸ばすとともに、さまざまな立場の方々が、互いの存在や考えを認め合い、関わり合いながらともに生きていく態度を身につけることが重要である。
- 「確かな学力」を身につけさせるために、教員の最も基幹的な資質・能力である「授業力」の向上が求められている。
- 自らが身のまわりのさまざまな危険を予測し、安全に行動できる力を育成する教育が求められている。
- 環境・食・薬物乱用の問題など、子どもの育つ環境が悪化している。
- 地域状況の変化による、児童・生徒数の増減に対応しなければならない。
- より効果的かつ速やかな学校施設の耐震化を進めなければならない。
- より安全で安心な学校給食に対するニーズが高まっている。

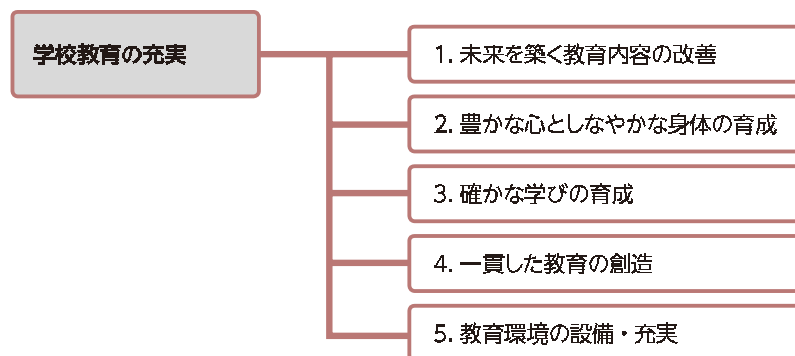
小中一貫教育

平成18年(2006年)以降に行われた教育関連法の改正により、「義務教育の目標」は9年間を見通して設定され、さらに小・中学校間の円滑な接続を図り、進級・進学などの環境の変化に対応できる教育を進めることがいっそう求められるようになった。

小中一貫教育は、義務教育9年間の到達目標を明確にし、子どもの発達や心身の成長に合ったカリキュラムの下、自立して社会で生きていく確かな基礎力、生きる力を育成するため、連続した9年間と捉えた学習内容や指導方法のあり方を見直すための取り組みである。

全国の自治体では、地域の状況にあわせて、「一体型」「併設型」「連携型」の小中一貫教育が推進されており、中学校入学後の生徒指導上や学習指導上の課題解決に向けた取り組みが進められている。

■ 施策の体系



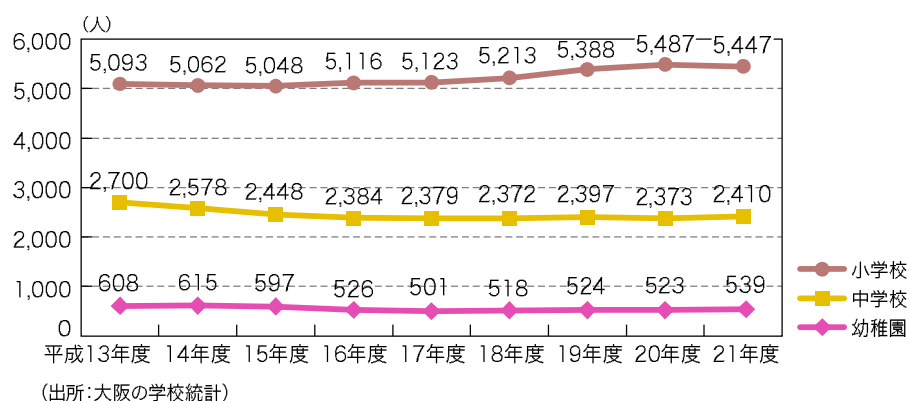
1. 未来を築く教育内容の改善

計画 教育基本法の改正等で明確になった教育理念を踏まえた教育内容の構築を行う。

ステップ

- ・新しい教育振興計画に基づいた教育内容を策定する。
- ・教育関係組織の体系化と協働の見直しを行う。
- ・生涯学習を見据えた教育内容の体系化を行う。
- ・教育センター機能を充実させる。

■ 園児・児童・生徒数の推移（市立のみ）



2. 豊かな心としなやかな身体の育成

(1) 人権教育の推進

計画 人権教育の充実を図り、人権尊重の実践力を養う。

ステップ

- ・学校の組織的な取り組みとその点検・評価を実施する。
- ・家庭・地域、関係機関および校種間の連携を図り、課題を共有する。
- ・学校として教育活動での工夫・改善に取り組み、人権教育の指導方法等の充実を図る。

(2) 志や夢を育む教育の推進

計画 次代を担う子どもたちが、社会人に必要な規律・規範を身につけ、夢や理想の実現に向かう「生きる力」の育成を図る。

ステップ

- ・家庭・地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道德教育を推進する。
- ・小学校から発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進する。
- ・体験学習・職場体験学習など、体験活動を推進する。

(3) 生徒指導の充実

計画 幼・小・中教員の指導力を組織し、安定した生徒指導の実現を図る。

ステップ

- ・連携・協働に関するシステムや情報の共有を図る。
- ・生徒指導に関する協働組織について検討する。

(4) 体力の向上と健康の保持増進

計画 専門的知識・技能を有する人材・機関を活用した校内体制を整備し、健康増進および体力向上を図る。

ステップ

- ・自らの体力や健康の状況を知り、体力向上・健康保持への意識の高揚を図る。
- ・学校教育における体力向上プランの作成と改善を行う。
- ・家庭・地域と連携した体力づくり活動を展開する。
- ・専門的知識・技能を有する機関と連携し、保護者、教職員・養護教諭の資質の向上に努める。

3. 確かな学びの育成

計画 自立して社会で生きていくための力の基礎を育てる。
教員の指導力を向上する。

ステップ

- ・基礎的な知識・技能の獲得に関する指導支援方法を研究する。
- ・個に応じたきめこまかな指導により子どもの個性の伸長を図る。
- ・学習意欲を育む授業・教育活動を創造する。
- ・国際化、ICT化への対応を踏まえ、獲得した知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育む。
- ・授業評価等を取り入れ、学校全体で授業改善に計画的に取り組む。

4. 一貫した教育の創造

(1) 小中一貫教育への転換

計画 子どもたちの学びや人間関係におけるつまずきを減らすため、小中一貫教育への転換を図る。

- ステップ**
- ・小中学校教員が協働し、一貫カリキュラムを検討する。
 - ・小中一貫した進路指導を推進し、児童・生徒の勤労観・職業観の育成を図り、自己の将来について考え、学び、行動する態度を養う。
 - ・小中一貫教育を支援する地域人材や、地域コミュニティの学校教育への参画を推進する。
 - ・地域人材や地域コミュニティの協働関係を構築する。

(2) 就学前教育の充実

計画 就学前教育の役割を明確化し、一貫教育への転換を図る。

- ステップ**
- ・保育および幼児教育の内容の分析を行う。
 - ・指導支援方法の研究・工夫をする。

(3) 特別支援教育^{76※}の推進

計画 特別支援教育の理念にのっとった指導・支援体制を確立する。

- ステップ**
- ・指導支援方法を研究・工夫する。
 - ・個別の教育支援計画等を策定し、保護者・関係機関と連携し、情報の共有と活用を図る。
 - ・一人ひとりのニーズに応じた、一貫した指導支援を行う。

5. 教育環境の設備・充実

(1) 学校施設の整備と耐震化

計画 学校建物の耐震改修を中心に安全な学習環境を整備する。

- ステップ**
- ・小中一貫教育を見据えた学校施設の総合的な整備計画を企画・立案し、施設の耐震化の促進に努める。

^{76※}
特別支援教育
対象となる児童・生徒の自立や社会参加に向けて、個々の教育的ニーズに対応した適切な指導や必要な支援を行うもの。これまでの特殊教育の対象となる障がいに加えて、知的な遅れのない発達障がいも含む。

(2) 学校給食の充実

計画 児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、安全で安心な学校給食の充実を図る。

- ステップ**
- ・調理施設や厨房機器の整備と充実に努める。
 - ・アレルギー対応の一層の充実に努める。
 - ・地産地消の取り組みを一層進める。

(3) 学校安全対策の推進

計画 学校の安全設備の設置など、学校の実情に応じた学校安全体制を推進する。
子ども自らが安全に行動できる力を育成する教育を推進する。

- ステップ**
- ・学校の安全設備を設置する。
 - ・自らの危機を予測し、危機を回避するスキルを高めるための具体的な安全教育を展開する。
 - ・地域住民・関係諸団体と連携して、子どもの安全見守り活動や危険個所の点検活動を拡充する。
 - ・教職員の危機管理意識を向上し、危機管理マニュアルに基づいた校内安全体制を確立する。
 - ・警察や市安全部局と連携し、ICTなどを活用した「地域見守りシステム」を検討する。

■ 市民等の市政への参画

- ・保護者をはじめ地域の人々との協力体制の確立と社会人活用・ボランティア活動等での学校支援体制の確立を図る。

■ 主な部門別計画

- ・池田市教育ビジョン（池田市教育振興基本計画〈仮称〉）（教育政策課：平成 24 年度（2012 年度）～ 28 年度（2016 年度））

第2節 学校・家庭・地域をつなぐ地域教育の振興

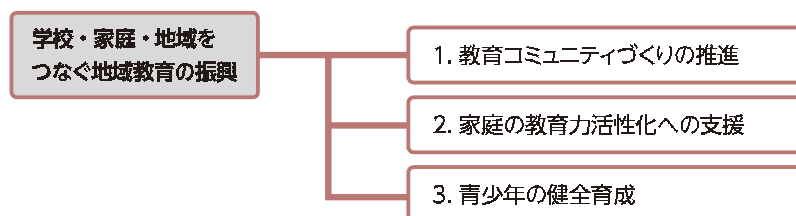
めざすべき姿

生きる力と学ぶ力の育成をめざし、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの健全育成に取り組む「教育コミュニティ」が機能し、地域教育への積極的参画意識が市民に醸成され、地域でともに学び合う地域教育活動が活発に行われている。

■ 現状と課題

- 地域住民のつながりが希薄になり、地域の教育力や家庭の教育力が低下する傾向にある。
- 中学校区で小・中学校、地域との連携を図ってきたが、地域により取り組みに差があり、日常的な活動に至るまでには、さらなる工夫が必要である。
- 家庭や学校・地域のそれぞれの役割と責任を明確にする必要がある。
- 少子化や子どもを取り巻く環境の変化により、子ども同士のコミュニケーションが不足し、多様な体験を積み重ねる機会が減少している。
- 青少年と地域とのつながりが減少している。

■ 施策の体系



1. 教育コミュニティづくりの推進

計画 地域教育の核となる教育コミュニティづくりを推進する。

- ステップ**
- ・PTA などの既存の教育コミュニティを連携し、活性化を図る。
 - ・地域の指導者や協力者を育成し、核となる推進役の発掘や育成を図る。
 - ・地域人材の活用を図り、教育コミュニティ活動を日常的な活動とする。
 - ・学校に教育コミュニティの拠点となる場所を確保する。

2. 家庭の教育力活性化への支援

計画 保護者の力を引き出し、家庭教育の充実を図る。

- ステップ**
- ・親学習^{77※}の充実を図る。
 - ・福祉子育て部門と連携した相談活動を推進する。
 - ・地域のネットワークづくりを推進する。

3. 青少年の健全育成

計画 地域とのつながりの中で、青少年団体を活性化させる。

- ステップ**
- ・青少年育成団体・学校・地域・家庭の連携により、身近な地域での交流活動を促進する。
 - ・青少年活動に対する指導者の発掘・養成・活用に努める。
 - ・青少年団体やグループのネットワーク化を図り、活性化に努める。
 - ・自然体験活動やボランティア活動を生かしたグループの育成に努める。

■ 市民等の市政への参画

- ・地域の教育力向上に向け、家庭・学校・地域が一体となって、学校教育を支援する活動（環境整備、学習支援、職業体験支援等）に地域住民が参画することを通して「教育コミュニティ」の確立を図る。



^{77※} 親学習

子育て中の保護者を対象とした「保護者が自らの役割に気づき、それを果たすための学習」や、将来親となる小・中学生や高校生を対象とした「親となるための準備としての学習」等をいう。

第3節 社会教育の振興

めざすべき姿

市民一人ひとりの生涯を通じた学習を支援する環境が整い、多くの市民が身近な場所で気軽に生涯学習活動に参加している。

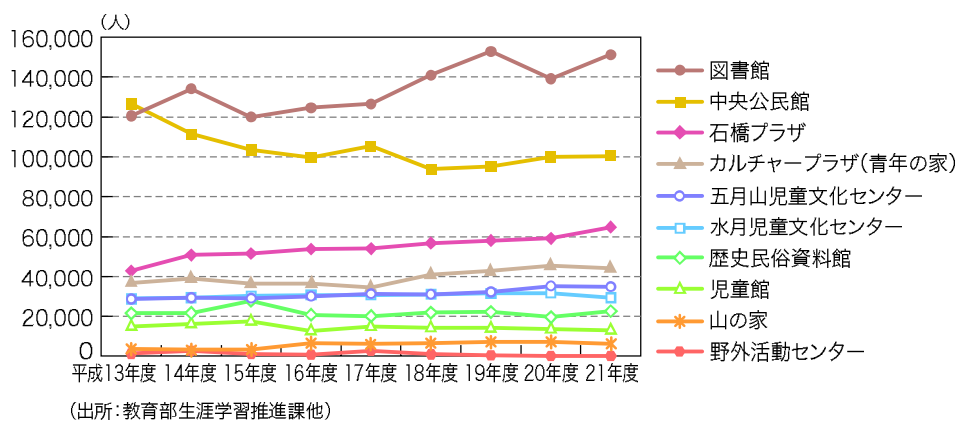
社会教育部門の積極的な支援により、学校・家庭・地域が連携し、地域の教育力が上がっている。

市民がスポーツを「する」「見る」「教える」「支える」といったさまざまな立場でスポーツとの関わりを楽しんでいる。

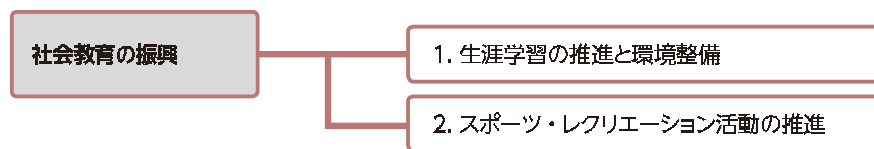
■ 現状と課題

- 一人ひとりが必要に応じて学び続けられる環境へのニーズが高まっている。
- 各個人への学習支援のみならず、地域社会の基盤強化につながる地域力や住民力を醸成していく観点からも教育力向上への要請が高まっている。
- 公民館、図書館など、さまざまな生涯学習の拠点が整備されてきたが、利用者の多様化により、それぞれの果たすべき役割も多様化している。
- 地域情報、行政情報および問題解決のために役立つ情報などへのニーズが高まっている。
- 社会教育施設における高齢者や障がい者（児）の社会参加への対応が求められている。
- 情報化社会における市民の学習ニーズに応えられる図書館が期待されている。
- 少子高齢化の進展に伴い、市民の健康や体力に対する関心が高まっている。
- 早くから整備された社会教育施設が多く、機能更新やバリアフリー化への対応が求められている。

■ 社会教育施設利用状況



■ 施策の体系



1. 生涯学習の推進と環境整備

(1) 生涯学習推進構想（推進計画）に基づく社会教育施策の推進

計画 市民の自主的な学習が活発に行われる生涯学習社会をめざして、市全体の教育ビジョンに基づき、社会教育を計画的に推進する。

ステップ ・生涯学習推進構想（推進計画）を策定する。
・推進計画に基づき、施策を推進する。

(2) 社会教育施設における学習機会の提供

計画 多様化・高度化した学習要求に応えられるような学習機会を提供し、現代社会の抱えるさまざまな課題に対する学習内容を充実させる。

ステップ ・市民の学習ニーズを的確につかむため、情報収集と調査研究を行うとともに、社会教育委員会議をはじめ公民館運営審議会、図書館協議会などの活用を図る。
・公民館をはじめとする社会教育施設における各種学級・講座の充実を図る。
・地域が抱える課題への対応として、大学などの高等研究、教育機関との連携を図る。
・誰もが簡単にインターネットなどの情報通信技術を利用できるよう情報リテラシー^{78※}に関する学習機会を提供し、デジタルデバイド^{79※}（情報格差）の解消に努める。
・学習効果を適切に評価する仕組みを整備する。

(3) 社会教育施設の整備・充実

計画 公民館など社会教育施設の整備充実を図り、施設全体として機能させる。

ステップ ・社会教育行政の中で各施設の位置付けを明確化し、それぞれの中・長期運営計画を立てる。
・耐震診断も含めた全体的な社会教育施設整備計画を立てる。
・高齢者や障がいのある方々をはじめ誰もが利用しやすいよう、バリアフリー化を進める。
・社会教育施設のネットワーク化を図り、全体として市民の学習要望に応える。

^{78※}
情報リテラシー
コンピュータや情報システムなどを使いこなす基礎的な知識や能力。

^{79※}
デジタルデバイド
パソコンやインターネットなどの情報化技術（ICT）を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差。

(4) 図書館の充実と高機能化

計画 「地域の情報拠点」として、地域の実情に応じた情報提供を行う。

- ステップ**
- ・資料のデータベース化を進め、紙その他のアナログ資料、デジタル資料ともに充実した「ハイブリッド図書館^{80※}」とする。
 - ・地域情報、行政情報の収集・整理・保存を行い、データベース化をめざす。
 - ・生涯学習の目的である個人学習への対応だけでなく、地域の抱える課題や実情に応じた情報提供サービスを行う。
 - ・即時性に優れ信頼性の高い情報提供と確実性に優れた情報提供の両立をめざす。
 - ・ICタグ^{81※}を活用した資料管理を進め、BDS（盗難防止装置）や自動貸出機を導入する。
 - ・デジタルデバイド（情報格差）が生じないよう、高齢者や障がい者（児）などに対応した情報の提供に努める。

(5) 生涯学習活動の支援

計画 市民の生涯学習に対する関心を高め、継続的な学習活動につながるよう、環境整備や側面支援を行う。

- ステップ**
- ・大学、地域社会、産業界等との連携などを介して必要な情報や人的交流の場の提供を行う。
 - ・市民による学習組織の創設や組織運営について適切な助成・助言を行う。
 - ・より優れた資質と専門的な能力を持つ指導者の発掘と養成・研修を図る。

2. スポーツ・レクリエーション活動の推進

(1) スポーツ環境の整備

計画 各スポーツ施設の機能の充実と環境を整備する。

- ステップ**
- ・各スポーツ施設との連携を図り、多様な活動に対応できる環境の整備に努める。
 - ・誰もが安全に安心してスポーツに親しむことができる、さまざまな活動機会の充実を図る。
 - ・スポーツ関係団体の協力により、指導者の確保に努める。
 - ・各種スポーツ情報の提供や指導者の育成、プログラムなどを整備・充実する。

^{80※}ハイブリッド図書館

書籍・雑誌を中心とする従来型の図書館と、電子情報を提供する電子図書館の機能とを兼ね備えた図書館。

^{81※}ICタグ

物体の識別に利用される微小な無線情報チップ。自身の識別コードなどの情報が記録されており、電波を使って管理システムと情報を送受信する能力を持つ。

(2) 生涯スポーツの推進

計画 子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に、誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション事業などを開催し、生涯スポーツを推進する。

ステップ ・各種スポーツ関係団体と連携を図り、団体の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援する。
・市民が気軽に参加し、楽しくスポーツ・レクリエーションができる大会や教室の充実を図る。

(3) コミュニティスポーツの推進

計画 身近な地域でスポーツ活動が継続して行えるよう地域のコミュニティスポーツの推進に努める。

ステップ ・誰もが身近で多様な活動ができるよう、学校開放その他学校体育施設の効果的な活用を図る。
・地域における各種スポーツ行事などの充実を図る。
・地域におけるスポーツの指導者育成に努める。
・地域におけるスポーツ活動団体の育成や組織化などを促進する。

■ 体育施設利用状況

(単位：人)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
テニスコート	35,489	33,125	34,414	42,284	45,018	42,624	50,426	58,269	57,401
猪名川運動場	90,612	78,814	92,316	66,087	105,789	102,440	131,537	127,671	130,230
総合スポーツセンター	80,034	81,757	82,903	87,161	83,464	81,204	90,339	96,123	86,425
コミュニティ広場	4,913	4,661	4,068	4,269	4,802	4,448	5,064	5,571	廃止
五月山体育館	221,680	236,412	241,268	241,165	237,870	255,684	261,606	265,148	255,849
うち温水プール	68,937	74,059	74,519	68,544	64,587	66,181	67,253	71,323	70,054

(出所：都市建設部みずとみどりの課他)

■ 市民等の市政への参画

- ・ 地域住民の意見を取り入れた活動内容の実現や、地域住民自らが運営や指導など、さまざまな形で関わることをできるような組織づくりをめざす。
- ・ 学習指導者や地域ボランティアなどを通して、自らの学習成果を積極的に地域へ還元する。
- ・ 生涯学習施設の施設運営や市民が望む生涯学習プログラムの作成などに積極的に参加する。

第4節 市民文化の創造

めざすべき姿

文化が人々の生活に溶け込み、市民一人ひとりが文化の担い手となっている。まち全体が文化的空間となり、歴史や伝統、優れた芸術を守り育んできた豊かな自然環境に裏打ちされた魅力と活力あるまちとなっている。

人々がさまざまな文化財を通して池田の文化を知り、愛着を深めることから、新たな文化の創造が始まる。

■ 現状と課題

- 歴史と伝統の中で培われた本市特有の文化を継承するだけでなく、新たな創造・発展が求められている。
- 各種団体により数多くの文化イベントが開催され、市民文化会館をはじめとする文化施設では市民による文化活動が盛んに行われている。
- 民間の優れた芸術品を収めた美術館などと、公施設とのさらなる連携が重要となっている。
- 歴史や伝統、優れた美術品に接することができる環境にありながら、まだまだ認知度は低い。
- 少子高齢化が進む中、これからの文化の担い手も減少の傾向にある。

■ 施策の体系



1. まちのミュージアム化の推進

- 計画** 池田のまちを歩くことで、長い歴史や伝統、高い芸術性が実感できるような、まちのミュージアム化を推進する。

- ステップ**
- ・文化事業をより充実させ、文化施設のみならず、公園、通り、学校などまちのあちこちで文化にふれたり、鑑賞できる機会を設ける。
 - ・上方落語資料展示館（落語みゅーじあむ）をはじめとする市の施設と、逸翁美術館や池田文庫など、優れた民間施設との連携を強化する。
 - ・さまざまな団体の連携を進め、新たな文化事業を育成する。
 - ・阪神間美術館博物館連絡協議会や歴史街道推進協議会などとの連携により、情報を広く発信する。
 - ・歴史や伝統、芸術に関する講座などのより一層の充実を図る。

2. 文化芸術活動の担い手の育成

計画 地域や教育機関と連携して、自ら担い手となり文化を発信する人材を育成する。

- ステップ**
- ・地域や教育機関、市民文化会館などの文化施設と連携して、子どもたちが文化に親しむ機会を提供する。
 - ・学校や市民文化会館などの文化施設で文化にふれる機会を多く設ける。
 - ・文化活動への参加を推進し、担い手であることの認識を高める
 - ・市民文化団体などの活動を支えるため、助成・助言を行う。
 - ・発表の場を提供するなど、芸術家や団体が活動しやすい環境を整備する。

3. ふるさとの文化の保護・醸成

計画 ふるさとの文化に対する市民の理解と郷土への愛着を深める。

- ステップ**
- ・文化に関するさまざまな情報を発信する。
 - ・さまざまな手法を用いて文化財を公開し、活用する。
 - ・ふるさとの文化の発掘や保存・継承を行う。
 - ・市史の刊行や市史収集資料の活用、歴史民俗資料館の充実、史跡の活用のための保存整備を推進する。
 - ・ふるさと池田の伝統的な行事の保存・継承に努める。
 - ・小・中学校との連携により、子どもの頃から文化財に対する関心を高める。

■ 市民等の市政への参画

- ・文化の担い手による発表・発信の場をより多く設け、積極的に参加する。
- ・地域の歴史や伝統に関心を持ち、次の世代に伝える。

第5節 国際交流と地域交流の推進

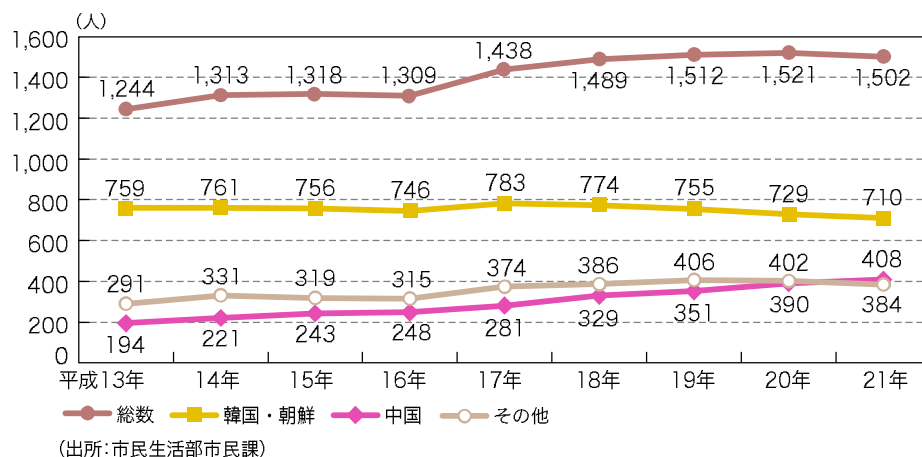
めざすべき姿

海外の姉妹・友好都市との交流をはじめ、他の国や地域とも情報交換や交流を行い、さまざまな分野での国際協力を行っている。外国人市民も地域の一員として生活し、市民の視野が広がり、国際社会に対応した人材が育っている。地域の特色を生かした日本国内の連携が進んでいる。

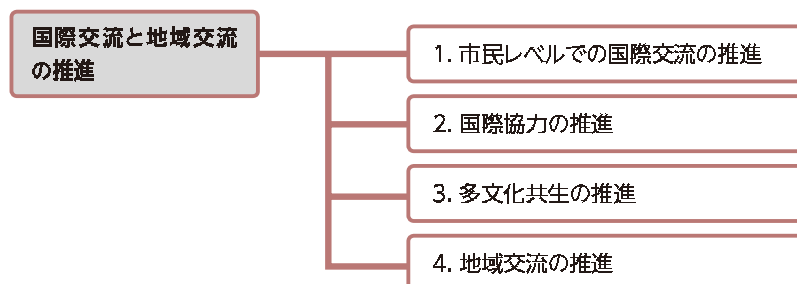
■ 現状と課題

- 本市は姉妹都市であるローンセストン市（オーストラリア・タスマニア州）および友好都市である蘇州市（中国・江蘇省）を中心に市民・青少年などの交流を図っている。
- 市内の国際交流団体など、市民団体による国際交流が盛んに行われており、団体活動を幅広く情報発信することが必要となっている。
- 姉妹・友好都市の存在や意義を広くPRしてきたが、認知度はいまだ低い。
- 市内には多くの外国人が居住しており、住みやすい環境の整備が必要となっている。

■外国人登録者数の推移



■ 施策の体系



1. 市民レベルでの国際交流の推進

計画 市民や市民団体が主体となる国際交流を盛んにする。

- ステップ**
- ・ 青少年交流事業の内容の充実を図るとともに、より多くの青少年に周知すべく広報に努める。
 - ・ 姉妹・友好都市の存在や交流に対しての市民の認識を高め、姉妹・友好都市を訪問する市民団への参加を促進し、市民同士の交流につなげる。
 - ・ 他の地域との国際交流事業への市民の参加を促進する。
 - ・ 市民や団体の国際交流をサポートし、市民同士の結びつきを強める。

2. 国際協力の推進

計画 互いの地域の発展に貢献するため、市民の意識を高め、市民・市民団体・企業などによる国際協力を促進する。

- ステップ**
- ・ 国際協力による地域貢献について周知を図る。
 - ・ 海外からの視察の受け入れおよび派遣を行う。
 - ・ 市民・市民団体・企業などによる国際協力について広報、情報提供を行いバックアップする。

3. 多文化共生の推進

計画 市内在住の外国人が池田市民として地域になじみ、生活できるような環境をつくる。

- ステップ**
- ・ 必要な情報を多言語で発信する。
 - ・ 外国人向けの相談体制や安心して医療機関を受診できる体制などを構築する。
 - ・ 外国人も含めた地域住民が集い、交流できる居場所や環境をつくる。
 - ・ 外国人も個性や能力を生かし、活躍できる機会を設ける。
 - ・ サポートする市民団体・機関の情報をネットワーク化するとともに、外国人が簡単に情報共有できるようにする。

4. 地域交流の推進

計画 日本国内の地域と官民を問わず、特色に応じて交流し、お互いの発展に貢献する。

ステップ ・かつての1市6町による「全国池田サミット^{82※}」や姉妹都市縁組を行っていた青谷町（現鳥取市青谷町）などと培った地域交流を継続・発展させる。
・団体も含め、市民による交流をサポートする。

■ 市民等の市政への参画

- ・国際交流・協力事業についての提案、意見を事業に反映させ、可能であれば協働事業とする。
- ・ホームステイの受け入れを積極的に行う。
- ・姉妹・友好都市への市民訪問などのイベント・行事に積極的に参加する。
- ・地域の中で積極的に外国人と交流する。



^{82※}
全国池田サミット
昭和60年(1985年)から平成17年(2005年)までの間、「池田」の名を持つ全国1市6町の市民・町民や自治体関係者が年1回集い交流を行ったイベント。本市は昭和63年(1988年)から参加した。